

今月のテーマ

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした仮払消費税等の額は、当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて課税所得金額を計算することとされています（国税庁「消費税法等の施行に伴う法人税（所得税）の取扱いについて14の2」）。控除対象外消費税額等として取り扱うことはできません。

1 金額判定への影響

税抜経理方式を採用している場合において、インボイス制度により控除できない（ないものとされる）仮払消費税等の額は、当該取引の対価の額に含めることとなりますが、法人税又は所得税の課税所得の計算上、例えばその取得価額、取引金額等によって取扱いが異なる次のような項目については、インボイス制度導入前と導入後で税込金額が同じであったとしても、その取扱いが異なることも考えられます。

項目	金額
少額減価償却資産の損金算入	10万円未満
一括償却資産・少額繰延資産の損金算入	20万円未満
中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例	30万円未満
修繕費と資本的支出の区分判定	20万円未満・60万円未満
中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制	160万円以上等
交際費等の外部飲食費の判定	5,000円以下

2 居住用賃貸建物に係る仮払消費税等の額

居住用賃貸建物に係る仮払消費税等の額については、原則として仕入税額控除の対象にはなりません。法人税又は所得税では、居住用賃貸建物に係る仮払消費税等の額のうち仕入税額控除の対象とならない部分の金額は、資産に係る控除対象外消費税額等として取り扱うこととされています。

ただし、取得後一定期間内にその建物を住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合や譲渡した場合（課税売上げが生じた場合）には、その仮払消費税等の額の一部を仕入税額控除の対象とすることができます。

居住用賃貸建物につき、インボイス制度により控除できない（ないものとされる）仮払消費税等の額がある場合に仕入税額控除の対象とならないことは同じですが、こちらはその後において仕入税額控除の対象とすることはできません。法人税又は所得税だけでなく、消費税においても取扱いが異なりますので、控除対象外消費税額等とインボイス制度により控除できない仮払消費税等の額は明確に区分する必要があります。

【居住用賃貸建物を免税事業者から購入（購入金額に係る消費税額等は200万円、仕入税額控除につき80%の経過措置あり）】

	消費税	法人税又は所得税
居住用賃貸建物に係る仮払消費税等の額（160万円）	仕入税額控除不可 ただし、一定の場合にはその後の課税期間において控除可能	資産に係る控除対象外消費税額等として処理
インボイス制度により控除できない仮払消費税等の額（40万円）	仕入税額控除不可	居住用賃貸建物の取得価額に含まれる

今月のテーマ

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引について税抜経理方式で経理をしている場合であっても、その取引の対価の額と区分して経理をした仮払消費税等の額は、当該課税仕入れに係る取引の対価の額に含めて課税所得金額を計算することとされています（国税庁「消費税法等の施行に伴う法人税（所得税）の取扱いについて14の2」）。控除対象外消費税額等として取り扱うことはできません。

1 控除対象外消費税額等

税抜経理方式を採用している場合において、その課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるときは、その課税期間の仕入控除税額は、課税仕入れ等に対する消費税額等の全額ではなく、課税売上げに対応する部分の金額となります。この場合には、仕入税額控除ができない仮払消費税等の額が生じることになりますが、この控除できない部分の金額を「控除対象外消費税額等」といい、次のいずれかの方法によって処理することになります。

	処理方法
資産に係る控除対象外消費税額等	① その資産の取得価額に算入し、償却費として費用処理
	② 次のいずれかに該当する場合には、その全額を費用処理 イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上 ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等 ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満
	③ ①及び②以外の場合は、「繰延消費税額等」として資産計上し、60ヶ月で費用処理
資産以外に係る控除対象外消費税額等	その全額を費用処理 ただし、交際費等に係るものについては交際費等の額に加算して、交際費等の損金不算入額を計算

2 インボイス制度により控除できない仮払消費税等の額の取扱い

インボイス制度導入後は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、税務上、仮払消費税等の額は含めないこととされます（一定期間は80%相当額又は50%相当額を仮払消費税等の額とする経過措置あり）ので、控除できない部分の金額について、控除対象外消費税額等として取り扱うことはできません。課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上で控除対象外消費税額等が生じることなく、消費税の計算において仮払消費税等の全額を控除できる場合であっても、インボイス制度により控除できない（ないものとされる）仮払消費税等の額は当該取引の対価の額に含める必要があります。

